

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 規 則

ページ

- 北九州市災害救助法施行細則【危機管理室危機管理課】
4
- 北九州市災害救助基金規則【危機管理室危機管理課】
23

◇ 告 示

- 特定子ども・子育て支援施設等の確認【子ども家庭局子ども家庭部幼稚園・こども園課】
24
- 特定子ども・子育て支援施設等の確認【子ども家庭局子ども家庭部保育課】
48
- 道路の区域変更【建設局総務部管理課】
49
- 道路の供用廃止【建設局総務部管理課】
50
- 育成医療及び更生医療に係る指定自立支援医療機関の指定【保健福祉局障害福祉部障害者支援課】
51
- 育成医療及び更生医療に係る指定自立支援医療機関からの変更の届出【保健福祉局障害福祉部障害者支援課】
52
- 福岡県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める三輪以上の軽自動車【財政局税務部税制課】
53

◇ 公 告

- 一般競争入札による市有財産の貸付け【財政局財務部財産活用推進課】
54
- 委託契約に係る一般競争入札の公告【財政局税務部固定資産税課】
58
- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告【会計室】
62

◇ 上下水道局

- 給水装置工事事業者の指定【上下水道局水道部配水管理課】

6 6

本号で公布された条例等のあらまし

◇北九州市災害救助法施行細則

災害救助法の施行に関し必要な事項を定めることにしました。
この規則は、令和元年10月1日から施行することにしました。

◇北九州市災害救助基金規則

災害救助法の規定に基づき設置する基金に関し必要な事項を定めることにしました。

この規則は、令和元年10月1日から施行することにしました。

北九州市災害救助法施行細則をここに公布する。

令和元年 9 月 3 0 日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第 2 8 号

北九州市災害救助法施行細則

(趣旨)

第 1 条 災害救助法（昭和 2 2 年法律第 1 1 8 号。以下「法」という。）の施行については、災害救助法施行令（昭和 2 2 年政令第 2 2 5 号。以下「政令」という。）及び災害救助法施行規則（昭和 2 2 年総理庁令、厚生省令、内務省令、大蔵省令、運輸省令第 1 号。以下「省令」という。）その他別に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(救助の程度、方法及び期間)

第 2 条 政令第 3 条第 1 項の救助の程度、方法及び期間は、福岡県災害救助法施行細則（昭和 4 0 年福岡県規則第 4 4 号。以下「県規則」という。）第 5 条に定めるところによる。

(物資の収用等の場合の公用令書等)

第 3 条 省令第 1 条第 1 項の公用令書、同条第 4 項の公用変更令書及び同条第 5 項の公用取消令書の様式は、次に定めるところによる。

- (1) 物資の保管に係る公用令書 第 1 号様式
- (2) 物資の収用に係る公用令書 第 2 号様式
- (3) 施設の管理に係る公用令書 第 3 号様式
- (4) 土地、家屋又は物資の使用に係る公用令書 第 4 号様式
- (5) 公用変更令書 第 5 号様式
- (6) 公用取消令書 第 6 号様式

2 前項第 1 号から第 4 号までの公用令書を交付するときは、強制物件台帳（第 7 号様式）に、その内容その他所要の事項を記録しなければならない。

3 第 1 項第 5 号の公用変更令書又は同項第 6 号の公用取消令書を交付したときは、前項の強制物件台帳に、その理由を詳細に記録し、同項第 5 号の公用変更令書にあっては、変更事項を記録しなければならない。

4 第 1 項第 1 号から第 4 号までの公用令書、同項第 5 号の公用変更令書又は同項第 6 号の公用取消令書の交付を受けたものは、当該公用令書、公用変更令書又は公用取消令書の受領書に所要の事項を記入し、押印した上で市長に提出しなければならない。

(物資の引渡時における所有者等の立会い)

第 4 条 省令第 2 条第 3 項の規定により、当該職員が収用又は使用すべき物資

の引渡しを受け、受領調書（第8号様式）を作成するときは、その物資の所有者又は権限に基づいてその物資を占有する者の立会いの下で行わなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合においては、この限りでない。

（損失補償請求書の様式等）

第5条 省令第3条第1項の損失補償請求書の様式は、第9号様式とする。

2 前項の損失補償請求書の提出があったとき及びこれに基づき損失の補償を行ったときは、所要の事項を第3条第2項の強制物件台帳に記録しなければならない。

（救助に関する業務に従事させる場合の公用令書等）

第6条 省令第4条第1項の公用令書の様式は、第10号様式とする。

2 前項の公用令書を交付するときは、救助従事者台帳（第11号様式）に、従事すべき救助業務その他所要の事項を記録しなければならない。

（救助に関する業務に従事することができない場合の届出等）

第7条 省令第4条第2項の規定による届出に当たり添付する書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に定める書類とする。

（1） 負傷又は疾病により従事することができない場合 医師の診断書

（2） 天災その他避けられない事故により従事することができない場合
市町村長、警察官又はその他適当な機関の証明書

2 省令第4条第3項後段の公用取消令書の様式は、第12号様式とする。

3 前項の公用取消令書を交付したときは、前条第2項の救助従事者台帳に、その理由を詳細に記録して、これを抹消しなければならない。

（実費弁償に関する必要な事項）

第8条 政令第5条の実費弁償に関して必要な事項は、県規則第14条に定めるところによる。この場合において、県規則別表第3中「福岡県職員等の旅費に関する条例（昭和32年福岡県条例第57号）の規定により支給すべき」とあるのは、「北九州市旅費条例（昭和38年北九州市条例第102号）の適用を受ける職員に支給される」とする。

（実費弁償請求書の様式）

第9条 省令第5条の実費弁償請求書の様式は、第13号様式とする。

（立入検査の証票）

第10条 法第10条第3項において準用する法第6条第4項の身分を示す証票は、立入検査証（第14号様式）とする。

（扶助金支給申請書の様式等）

第11条 省令第6条第1項の扶助金支給申請書の様式は、第15号様式とす

る。

2 政令第7条に規定する休業扶助金及び打切扶助金に係る前項の扶助金支給申請書には、次の各号に掲げる扶助金の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

(1) 休業扶助金 負傷し、又は疾病にかかり、従前得ていた収入を得ることができず、かつ、他に収入のみちがない等特に扶助金の支給を必要とする理由を詳細に記載した書類

(2) 打切扶助金 療養の経過、症状、治癒までの見込期間等に関する医師の意見書

3 法第8条の規定により救助に関する業務に協力する者が当該業務に協力したことにより負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における第1項の扶助金支給申請書には、省令第6条第2項及び前項に定めるもののほか、法第8条の規定による協力の命令をした旨の市長の証明書を添付しなければならない。

(救助事務費)

第12条 法第18条第1項の救助の事務を行うのに必要な費用として支出できる範囲及び限度額等は、県規則第23条に定めるところによる。

(委任)

第13条 この規則の施行に関し必要な事項は、危機管理監が定める。

付 則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

第 1 号様式（第 3 条関係）

保 管 第	号
-------	---

公用令書（物資の保管）

住所
（法人その他の団体については、主たる事務所の所在地）
氏名
（法人その他の団体については、その名称）

災害救助法第 9 条第 1 項の規定により、下記の物資の保管を命ずる。

年 月 日

北九州市長 印

記

物資の種類	数量	所在の場所	期間

.....切 取 線.....
受 領 書

保 管 第	号
-------	---

公用令書（保管第 号）を受領した。

年 月 日

北九州市長 様

住所
（法人その他の団体については、主たる事務所の所在地）
氏名 印
（法人その他の団体については、その名称）

（日本産業規格 A 4）

第2号様式（第3条関係）

収 用	第	号
-----	---	---

公用令書（物資の収用）

住所
（法人その他の団体については、主たる事務所の所在地）
氏名
（法人その他の団体については、その名称）

災害救助法第9条第1項の規定により、下記の物資を収用する。

年 月 日

北九州市長 印

記

物資の種類	数量	所在の場所	引渡時期

.....切 取 線.....
受 領 書

収 用	第	号
-----	---	---

公用令書（収用第 号）を受領した。

年 月 日

北九州市長 様

住所
（法人その他の団体については、主たる事務所の所在地）
氏名 印
（法人その他の団体については、その名称）

（日本産業規格 A 4）

第3号様式（第3条関係）

管 理	第	号
-----	---	---

公用令書（施設の管理）

住所
（法人その他の団体については、主たる事務所の所在地）
氏名
（法人その他の団体については、その名称）

災害救助法第9条第1項の規定により、下記の施設を管理する。

年 月 日

北九州市長 印

記

施設の名称	種類	所在の場所	管理の範囲	期間

.....切 取 線.....

受 領 書

管 理	第	号
-----	---	---

公用令書（管理第 号）を受領した。

年 月 日

北九州市長 様

住所
（法人その他の団体については、主たる事務所の所在地）
氏名 印
（法人その他の団体については、その名称）

（日本産業規格 A 4）

第4号様式（第3条関係）

土地 使用 家屋 物資	第 号
-------------------	-----

公用令書（土地等の使用）

住所

（法人その他の団体については、主たる事務所の所在地）

氏名

（法人その他の団体については、その名称）

災害救助法第9条第1項の規定により、下記の土地、家屋又は物資を使用する。

年 月 日

北九州市長

印

記

区分	種類	数量	所在の場所	範囲	期間	引渡時期
土地						
家屋						
物資						

.....切 取 線.....

受 領 書

使 用	第 号
-----	-----

公用令書（使用第 号）を受領した。

年 月 日

北九州市長 様

住所

（法人その他の団体については、主たる事務所の所在地）

氏名

印

（法人その他の団体については、その名称）

（日本産業規格 A 4）

第5号様式（第3条関係）

公用変更令書 発付番号	第 号
公用令書 発付番号年月日	第 号 年 月 日

公用変更令書

住所

（法人その他の団体については、主たる事務所の所在地）

氏名

（法人その他の団体については、その名称）

災害救助法第9条第2項において準用する同法第5条第2項の規定により
 交付した公用令書（第 号）を下記のとおり変更したので、災害救助
 法施行規則第1条第4項の規定により、これを交付する。

年 月 日

北九州市長

印

記

公用令書の変更内容

.....切 取 線.....

受 領 書

公用変更令書 発付番号	第 号
公用令書 発付番号年月日	第 号 年 月 日

公用変更令書（第 号）を受領した。

年 月 日

北九州市長 様

住所

（法人その他の団体については、主たる事務所の所在地）

氏名

印

（法人その他の団体については、その名称）

（日本産業規格A4）

第 6 号様式（第 3 条関係）

公用取消令書 発付番号	第 号
公用令書 発付番号年月日	第 号 年 月 日

公用取消令書

住所

（法人その他の団体については、主たる事務所の所在地）

氏名

（法人その他の団体については、その名称）

災害救助法第 9 条第 1 項の規定による を必要としなく
なったので、災害救助法施行規則第 1 条第 5 項の規定により、これを交付す
る。

年 月 日

北九州市長

印

.....切 取 線.....
受 領 書

公用取消令書 発付番号	第 号
公用令書 発付番号年月日	第 号 年 月 日

公用取消令書（第 号）を受領した。

年 月 日

北九州市長 様

住所

（法人その他の団体については、主たる事務所の所在地）

氏名

印

（法人その他の団体については、その名称）

（日本産業規格 A 4）

第7号様式（第3条、第5条関係）

公 用 令 書 発 付 番 号	第 号
公 用 令 書 発 付 年 月 日	年 月 日

強制物件台帳

所有者住所 氏名

占有者住所 氏名

（法人その他の団体については、主たる事務所の所在地及び名称）

区分	種類	数量	所在の 場所	名称	範囲	期間	引渡 時期	備考（変更理由） （その他）
公用 令書 の内 容								
変更 事項 及び その 理由								
取消 理由								
損失 補償 欄	種類	請求額	請求者	補償額	補償年 月日	備考		

（日本産業規格 A 4）

第 8 号様式（第 4 条関係）

受領調書

災害救助法第 9 条第 1 項の規定により収用（使用）する物資を下記のとおり受領した。

よって、受領調書を作成し、各 1 通所持するものとする。

年 月 日

北九州市職員

受領者氏名

印

物資所有者（又は占有者）

立会人氏名

印

記

- 1 受領した市の名称 北九州市
- 2 受領した物資の種類及び数量
- 3 受領した年月日
- 4 受領した場所
- 5 その他必要と認める事項

（日本産業規格 A 4）

第 9 号様式（第 5 条関係）

損失補償請求書

公 用 令 書 発 付 番 号	第 号
公 用 令 書 発 付 年 月 日	年 月 日

請求額 円

内訳 別紙の損失補償額算出明細書及び受領調書の写しのとおり

上記金額を次の理由により請求する。

請求理由

年 月 日
北九州市長 様

住所

（法人その他の団体については、主たる事務所の所在地）

氏名

印

（法人その他の団体については、その名称）

（日本産業規格 A 4）

第10号様式（第6条関係）

（表）

公 用 令 書	第 号
---------	-----

公用令書（従事令書）

住所

職業

氏名

年 月 日生

〔 法人その他の団体については、その名称、
事業の種類及び主たる事務所の所在地 〕

災害救助法第7条第1項の規定により、次のとおり従事を命ずる。

従事すべき救助業務			
従事すべき場所			
従事すべき期間	自 年 月 日	至 年 月 日	日間
出頭すべき日時及び場所			

注：法人その他の団体については、従事すべき業務の内容、計画その他必要と認める事項を別紙に記載すること。

年 月 日

北九州市長

印

.....切 取 線.....
受 領 書

公 用 令 書 発 付 番 号	第 号
--------------------	-----

公用令書（発付番号第 号）を受領した。

年 月 日 午前／午後 時 分

北九州市長 様

住所

（法人その他の団体については、主たる事務所の所在地）

氏名

印

（法人その他の団体については、その名称）

（日本産業規格 A 4）

(裏)

従事令書の交付を受けた者の心得

- 1 従事令書の交付を受けた者は、この令書を携え、指定の日時及び場所に出頭し、当該職員に届け出ること。
- 2 従事令書の交付を受けた者が負傷又は疾病により指定の日時に出頭し難い場合には、医師の診断書（やむを得ない事情により医師の診断書を得られないときは、警察官又はその他適当な機関の証明書）を添え、その令書を発した者に直ちに届け出ること。
- 3 従事令書の交付を受けた者は、天災その他避けることのできない事故により指定の日時及び場所に出頭できない場合には、その市町村長、警察官又はその他適当な機関の証明書を添え、この令書を発した者に直ちに届け出ること。
- 4 従事令書の交付を受けた者が命令に従わないときは、災害救助法第32条第1号の規定により6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処せられる。

(日本産業規格 A 4)

第 1 1 号様式（第 6 条、第 7 条関係）

公 用 令 書 発 付 番 号	第 号
公 用 令 書 発 付 年 月 日	年 月 日

救助従事者台帳

住所
氏名

職業

年 月 日生

（法人その他の団体については、主たる事務所の所在地及び名称）

従事すべき救助業務	
従事すべき場所	
従事すべき期間	
出頭すべき場所	
出頭すべき日時	
公用令書取消理由	

負傷し、疾病にかかり又は死亡した日時					
負傷し、疾病にかかり又は死亡した原因					
傷病名、傷病の程度及び身体の状況					
備考					
負傷し、疾病にかかり又は死亡したとき、本人と親族関係にあった主な者の状況	氏名	本人との続柄	生年月日	職業	備考
扶助金支給欄	扶助金の種類	金額	支給年月日	備考	

（日本産業規格 A 4）

第 1 2 号様式（第 7 条関係）

公用取消令書 番 号	第 号
公 用 令 書 発付番号年月日	第 号 年 月 日

公用取消令書

住所

（法人その他の団体については、主たる事務所の所在地）

職業

氏名

（法人その他の団体については、その名称）

災害救助法第 7 条第 1 項の規定による は、従事
させることが適当でないとするので、災害救助法施行規則第 4 条第 3 項後段
の規定により、これを交付する。

年 月 日

北九州市長 印

.....切 取 線.....
受 領 書

公用取消令書 番 号	第 号
公 用 令 書 発付番号年月日	第 号 年 月 日

公用取消令書（第 号）を受領した。

年 月 日 午前／午後 時 分

北九州市長 様

住所

（法人その他の団体については、主たる事務所の所在地）

氏名

印

（法人その他の団体については、その名称）

（日本産業規格 A 4）

第13号様式（第9条関係）

実費弁償請求書

公用令書 発付番号	第 号
公用令書 発付年月日	年 月 日

請求額 円

内訳 別紙明細書のとおり

災害救助法施行規則第5条の規定により、下記事実によって、上記金額を請求する。

記

- 1 従事した業務
- 2 従事した期間
- 3 従事した場所

年 月 日
北九州市長 様（ 経由）

住所

（法人その他の団体については、主たる事務所の所在地）

職業

氏名

印

（法人その他の団体については、その名称）

（日本産業規格 A 4）

第14号様式（第10条関係）

（表）

第 号		年	月	日	発行
	有効期限	年	月	日	まで
					所属
					職名
					氏名
<p>立入検査証</p> <p>上記の者は、災害救助法第10条の規定により、検査をする職員であることを証明する。</p> <p style="text-align: right; margin-right: 50px;">北九州市長</p> <p style="text-align: right; margin-right: 50px;">印</p>					

5.5センチメートル

9センチメートル

（裏）

<p style="text-align: center;">災害救助法（抜粋）</p> <p style="text-align: center;">（指定行政機関の長等の立入検査等）</p> <p>第6条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前2項の規定により立ち入る場合においては、あらかじめその旨をその場所の管理者に通知しなければならない。</p> <p>4 当該職員が第1項又は第2項の規定により立ち入る場合は、その身分を示す証票を携帯しなければならない。</p> <p>5 第1項及び第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p> <p style="text-align: center;">（都道府県知事等の立入検査等）</p> <p>第10条 前条第1項の規定により施設を管理し、土地、家屋若しくは物資を使用し、物資の保管を命じ、又は物資を収用するため必要があるときは、都道府県知事等は、当該職員に施設、土地、家屋、物資の所在する場所又は物資を保管させる場所に立ち入り検査をさせることができる。</p> <p>2 都道府県知事等は、前条第1項の規定により物資を保管させた者に対し、必要な報告を求め、又は当該職員に当該物資を保管させてある場所に立ち入り検査をさせることができる。</p> <p>3 第6条第3項から第5項までの規定は、前2項の場合に準用する。</p> <p>注意</p> <p>1 この証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。</p> <p>2 この証票は、有効期間が経過したとき、又は不用となったときは、速やかに返還しなければならない。</p>
--

5.5センチメートル

9センチメートル

第15号様式（第11条関係）

扶助金支給申請書

扶助金の種類	療養・休業・障害・遺族・葬祭・打切				
負傷し、疾病にかかり又は死亡した者の住所及び氏名					
負傷し、疾病にかかり、又は死亡した日時及び場所					
負傷、疾病又は死亡の原因					
傷病名、傷病の程度及び身体の状況					
公用令書番号					
負傷し、疾病にかかり、又は死亡した当時本人と関係のあった主な親族の状況	氏名	本人との続柄	生年月日	職業	備考

災害救助法第12条の規定による扶助金の支給について、別紙を添えて申請します。

年 月 日
北九州市長 様

住所
氏名

印

（日本産業規格 A 4）

北九州市災害救助基金規則をここに公布する。

令和元年 9 月 3 0 日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第 2 9 号

北九州市災害救助基金規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、災害救助法（昭和 2 2 年法律第 1 1 8 号。以下「法」という。）第 2 2 条の規定に基づき設置する北九州市災害救助基金（以下「基金」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(基金の積立て)

第 2 条 基金の積立ては、法第 2 3 条の規定によるものとし、その積み立てる額は、予算に定めるところによる。

(運用)

第 3 条 基金は、法第 2 6 条各号に規定する方法により運用する。

(基金への繰入れ)

第 4 条 法第 2 4 条に規定する収入及び法第 2 5 条に規定する超過額は、予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

(処分)

第 5 条 基金は、予算の定めるところにより、法第 2 9 条の規定によるもののほか、次の各号のいずれかの費用に充てる場合に限り、処分することができる。

- (1) 法第 1 8 条の規定により支弁する費用
- (2) 法第 1 9 条の規定による補償に要する費用
- (3) 法第 2 0 条第 1 項の規定による求償に対する支払に要する費用
- (4) 法第 2 7 条の基金の管理に要する費用

(基金の管理)

第 6 条 基金は、危機管理監が管理する。

(帳簿)

第 7 条 危機管理監は、北九州市災害救助基金台帳を備え、基金の経理状況を明らかにしておかなければならない。

(委任)

第 8 条 この規則の施行に関し必要な事項は、危機管理監が定める。

付 則

この規則は、令和元年 1 0 月 1 日から施行する。

北九州市告示第201号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第58条の2の規定により、下記の特定制子ども・子育て支援施設等の確認を行ったので、同法第58条の11の規定により、次のとおり告示する。

令和元年10月1日

北九州市長 北橋 健治

提供者の名称	種類	所在地	施設等の名称	確認年月日
学校法人曙学園	幼稚園	北九州市門司区 猿喰古新地93 9番地13	あけぼの幼稚園	令和元年10月1日
学校法人鎮西敬愛学園	幼稚園	北九州市門司区 別院6番1号	敬愛幼稚園	令和元年10月1日
学校法人豊国学園	幼稚園	北九州市門司区 白野江一丁目1 8番7号	東郷瞳幼稚園	令和元年10月1日
学校法人西田学園	幼稚園	北九州市門司区 大里戸ノ上二丁目 3番37号	日の丸幼稚園	令和元年10月1日
学校法人大浦学園	幼稚園	北九州市門司区 東新町一丁目9 番21号	門司こぼと幼稚園	令和元年10月1日
学校法人福岡カトリック学園	幼稚園	北九州市門司区 別院1番21号	門司聖母幼稚園	令和元年10月1日
学校法人豊国学園	幼稚園	北九州市門司区 柳町四丁目5番 1号	門司瞳幼稚園	令和元年10月1日
学校法人いづみ学園	幼稚園	北九州市小倉北 区三郎丸三丁目 10番36号	いづみ幼稚園	令和元年10月1日
学校法人真観学園	幼稚園	北九州市小倉北 区霧ヶ丘一丁目 1番13号	霧ヶ丘幼稚園	令和元年10月1日
学校法人西南女学院	幼稚園	北九州市小倉北 区井掘一丁目3 番4号	西南女学院短期大学部附属 シオン山幼稚園	令和元年10月1日
学校法人仁科学園	幼稚園	北九州市小倉北 区清水二丁目7 番1号	天心幼稚園	令和元年10月1日

学校法人田渕学園	幼稚園	北九州市小倉南区長行西四丁目12番1号	長行幼稚園	令和元年10月1日
学校法人豊国学園	幼稚園	北九州市小倉南区上貫三丁目4番39号	小倉瞳幼稚園	令和元年10月1日
学校法人村端学園	幼稚園	北九州市小倉南区志井六丁目19番1号	志井幼稚園	令和元年10月1日
学校法人村端学園	幼稚園	北九州市小倉南区徳力四丁目26番10号	志徳幼稚園	令和元年10月1日
学校法人星和台学園	幼稚園	北九州市小倉南区星和台一丁目6番1号	星和台幼稚園	令和元年10月1日
学校法人ひかり学園	幼稚園	北九州市小倉南区中曾根一丁目7番1号	曾根ひかり幼稚園	令和元年10月1日
学校法人育徳学園	幼稚園	北九州市小倉南区東貫一丁目15番3号	フレンズ幼稚園	令和元年10月1日
学校法人徳力学園	幼稚園	北九州市小倉南区徳力新町二丁目3番32号	山の手学院幼稚園	令和元年10月1日
学校法人多聞学園	幼稚園	北九州市小倉南区蒲生二丁目8番6号	わしみね幼稚園	令和元年10月1日
学校法人副島学園	幼稚園	北九州市若松区高須東四丁目12番40号	高須幼稚園	令和元年10月1日
学校法人田原学園	幼稚園	北九州市若松区北浜一丁目1番25号	浜町幼稚園	令和元年10月1日
学校法人伊高学園	幼稚園	北九州市若松区東二島二丁目16番6号	日吉幼稚園	令和元年10月1日
学校法人福原啓明学園	幼稚園	北九州市若松区ひびきの南一丁目7番102号	光貞幼稚園	令和元年10月1日
学校法人浅野学園	幼稚園	北九州市八幡東区尾倉三丁目8番2号	尾倉幼稚園	令和元年10月1日

学校法人小鳩幼稚園	幼稚園	北九州市八幡東区枝光四丁目10番1号	小鳩幼稚園	令和元年10月1日
学校法人济世学園	幼稚園	北九州市八幡東区前田三丁目4番6号	济世第一幼稚園	令和元年10月1日
学校法人高見学園	幼稚園	北九州市八幡東区川淵町3番23号	高見幼稚園	令和元年10月1日
学校法人三島学園	幼稚園	北九州市八幡東区大蔵二丁目18番8号	乳山幼稚園	令和元年10月1日
学校法人中島学園	幼稚園	北九州市八幡東区山路二丁目11番27号	槻田くるみ幼稚園	令和元年10月1日
学校法人折尾愛真学園	幼稚園	北九州市八幡西区日吉台一丁目1番25号	愛真幼稚園	令和元年10月1日
学校法人青山学園	幼稚園	北九州市八幡西区萩原三丁目7番1号	青山幼稚園	令和元年10月1日
学校法人光陵学園	幼稚園	北九州市八幡西区池田二丁目3番27号	あかね幼稚園	令和元年10月1日
学校法人福岡育英学園	幼稚園	北九州市八幡西区藤原三丁目19番1号	浅川幼稚園	令和元年10月1日
学校法人秋吉学園	幼稚園	北九州市八幡西区穴生一丁目10番22号	穴生幼稚園	令和元年10月1日
学校法人福原学園	幼稚園	北九州市八幡西区北鷹見町5番10号	九州女子大学附属折尾幼稚園	令和元年10月1日
学校法人福原学園	幼稚園	北九州市八幡西区自由ヶ丘2番1号	九州女子大学附属自由ヶ丘幼稚園	令和元年10月1日
学校法人西照学園	幼稚園	北九州市八幡西区楠橋下方一丁目1番13号	楠橋幼稚園	令和元年10月1日
学校法人真観学園	幼稚園	北九州市八幡西区上上津役四丁目18番7号	上津役幼稚園	令和元年10月1日

学校法人末益学園	幼稚園	北九州市八幡西区幸神四丁目1番9号	こじか幼稚園	令和元年10月1日
学校法人谷川学園	幼稚園	北九州市八幡西区小嶺台一丁目3番30号	こみね幼稚園	令和元年10月1日
学校法人谷川学園	幼稚園	北九州市八幡西区笹田933番地5	こみね星ヶ丘幼稚園	令和元年10月1日
学校法人济世学園	幼稚園	北九州市八幡西区幸神三丁目8番8番	济世第二幼稚園	令和元年10月1日
学校法人真観学園	幼稚園	北九州市八幡西区下上津役一丁目6番2号	下上津役幼稚園	令和元年10月1日
学校法人北九州文化学園	幼稚園	北九州市八幡西区的場町20番12号	第二文化幼稚園	令和元年10月1日
学校法人本城学園	幼稚園	北九州市八幡西区本城一丁目15番2号	本城西幼稚園	令和元年10月1日
学校法人モン・カルカ学園	幼稚園	北九州市八幡西区上の原二丁目4番37号	緑ヶ丘幼稚園	令和元年10月1日
学校法人緑ヶ丘学園	幼稚園	北九州市八幡西区相生町11番5号	緑ヶ丘第二幼稚園	令和元年10月1日
学校法人石井学園	幼稚園	北九州市八幡西区永犬丸五丁目10番35号	八幡みなみ幼稚園	令和元年10月1日
学校法人愛光学園	預かり保育事業	北九州市門司区老松町12番3号	愛光幼稚園	令和元年10月1日
学校法人曙学園	預かり保育事業	北九州市門司区猿喰古新地939番地13	あけぼの幼稚園	令和元年10月1日
学校法人鎮西敬愛学園	預かり保育事業	北九州市門司区別院6番1号	敬愛幼稚園	令和元年10月1日
桐原恩恵	預かり保育事業	北九州市門司区老松町7番3号	幸幼稚園	令和元年10月1日

学校法人豊国学園	預かり保育事業	北九州市門司区白野江一丁目18番7号	東郷瞳幼稚園	令和元年10月1日
学校法人井上学園	預かり保育事業	北九州市門司区社ノ木一丁目14番8号	西門司幼稚園	令和元年10月1日
学校法人西田学園	預かり保育事業	北九州市門司区大里戸ノ上二丁目3番37号	日の丸幼稚園	令和元年10月1日
学校法人大浦学園	預かり保育事業	北九州市門司区東新町一丁目9番21号	門司こぼと幼稚園	令和元年10月1日
学校法人福岡カトリック学園	預かり保育事業	北九州市門司区別院1番21号	門司聖母幼稚園	令和元年10月1日
学校法人豊国学園	預かり保育事業	北九州市門司区柳町四丁目5番1号	門司瞳幼稚園	令和元年10月1日
学校法人あおば学園	預かり保育事業	北九州市小倉北区上富野三丁目9番32号	あおば幼稚園	令和元年10月1日
学校法人浄暁学園	預かり保育事業	北九州市小倉北区黄金二丁目8番31号	あかつき幼稚園	令和元年10月1日
学校法人いづみ学園	預かり保育事業	北九州市小倉北区三郎丸三丁目10番36号	いづみ幼稚園	令和元年10月1日
学校法人廣常学園	預かり保育事業	北九州市小倉北区上富野三丁目17番10号	栄美幼稚園	令和元年10月1日
玉水俊哲	預かり保育事業	北九州市小倉北区堅町一丁目2番13号	おひさま幼稚園	令和元年10月1日
学校法人歓喜山学園	預かり保育事業	北九州市小倉北区原町二丁目7番6号	木町幼稚園	令和元年10月1日
学校法人真観学園	預かり保育事業	北九州市小倉北区霧ヶ丘一丁目1番13号	霧ヶ丘幼稚園	令和元年10月1日
学校法人晴光学園	預かり保育事業	北九州市小倉北区中井二丁目17番36号	光沢寺中井幼稚園	令和元年10月1日

宗教法人カトリック福岡司教区	預かり保育事業	北九州市小倉北区昭和町14番7号	小倉カトリック幼稚園	令和元年10月1日
学校法人円通学園	預かり保育事業	北九州市小倉北区妙見町1番32号	森林幼稚園	令和元年10月1日
学校法人西南女学院	預かり保育事業	北九州市小倉北区井掘一丁目3番4号	西南女学院短期大学部附属シオン山幼稚園	令和元年10月1日
学校法人仁科学園	預かり保育事業	北九州市小倉北区清水二丁目7番1号	天心幼稚園	令和元年10月1日
学校法人富野学園	預かり保育事業	北九州市小倉北区下富野三丁目5番6号	富野幼稚園	令和元年10月1日
学校法人東筑紫学園	預かり保育事業	北九州市小倉北区下到津五丁目3番14号	東筑紫短期大学附属幼稚園	令和元年10月1日
学校法人円応寺学園	預かり保育事業	北九州市小倉北区清水四丁目5番1番	聖ヶ丘幼稚園	令和元年10月1日
学校法人濱田学園	預かり保育事業	北九州市小倉南区石原町146番地1	石原幼稚園	令和元年10月1日
学校法人田渕学園	預かり保育事業	北九州市小倉南区長行西四丁目12番1号	長行幼稚園	令和元年10月1日
学校法人川江学園	預かり保育事業	北九州市小倉南区沼本町四丁目18番5号	お宮の里幼稚園	令和元年10月1日
学校法人恵光学園	預かり保育事業	北九州市小倉南区朽網東三丁目2番10号	くさみ幼稚園	令和元年10月1日
学校法人豊国学園	預かり保育事業	北九州市小倉南区上貫三丁目4番39号	小倉瞳幼稚園	令和元年10月1日
学校法人こども園きつずこくらみなみ	預かり保育事業	北九州市小倉南区南方三丁目23番5号	きつずこくらみなみ	令和元年10月1日
学校法人村端学園	預かり保育事業	北九州市小倉南区志井六丁目19番1号	志井幼稚園	令和元年10月1日

学校法人村端学園	預かり 保育事業	北九州市小倉南区徳力四丁目2 6番10号	志徳幼稚園	令和元年1 0月1日
学校法人神理学園	預かり 保育事業	北九州市小倉南区徳力五丁目1 0番10号	神理幼稚園	令和元年1 0月1日
学校法人清磨学園	預かり 保育事業	北九州市小倉南区湯川三丁目3 番30号	清和幼稚園	令和元年1 0月1日
学校法人星和台学園	預かり 保育事業	北九州市小倉南区星和台一丁目 6番1号	星和台幼稚園	令和元年1 0月1日
学校法人ひかり学園	預かり 保育事業	北九州市小倉南区中曽根一丁目 7番1号	曽根ひかり幼 稚園	令和元年1 0月1日
学校法人ぜんり ょう学園	預かり 保育事業	北九州市小倉南区蛭田若園一丁 目2番24号	でんき幼稚園	令和元年1 0月1日
学校法人黒木学 園	預かり 保育事業	北九州市小倉南区徳力団地1番 2号	徳力団地幼稚 園	令和元年1 0月1日
学校法人育徳学 園	預かり 保育事業	北九州市小倉南区東貫一丁目1 5番3号	フレンズ幼稚 園	令和元年1 0月1日
学校法人むつみ 学園	預かり 保育事業	北九州市小倉南区葛原東四丁目 3番38号	むつみ幼稚園	令和元年1 0月1日
学校法人徳力学 園	預かり 保育事業	北九州市小倉南区徳力新町二丁 目3番32号	山の手学院幼 稚園	令和元年1 0月1日
学校法人ゆうゆ う学園	預かり 保育事業	北九州市小倉南区上吉田二丁目 18番33号	吉田幼稚園	令和元年1 0月1日
学校法人多聞学 園	預かり 保育事業	北九州市小倉南区蒲生二丁目8 番6号	わしみね幼稚 園	令和元年1 0月1日
学校法人行学学 園	預かり 保育事業	北九州市若松区大字乙丸770 番地1	行学幼稚園	令和元年1 0月1日
学校法人顕照寺 学園	預かり 保育事業	北九州市若松区大字頓田594 番4	顕照寺朝日ヶ 丘幼稚園	令和元年1 0月1日

学校法人小石学園	預かり 保育事業	北九州市若松区 棚田町11番2 8号	小石幼稚園	令和元年1 0月1日
学校法人若松神 愛学園	預かり 保育事業	北九州市若松区 栄盛川町9番1 号	神愛幼稚園	令和元年1 0月1日
学校法人百華学 園	預かり 保育事業	北九州市若松区 和田町13番1 2号	精華幼稚園	令和元年1 0月1日
学校法人副島学 園	預かり 保育事業	北九州市若松区 高須東四丁目1 2番40号	高須幼稚園	令和元年1 0月1日
学校法人田原学 園	預かり 保育事業	北九州市若松区 北浜一丁目1番 25号	浜町幼稚園	令和元年1 0月1日
学校法人伊高学 園	預かり 保育事業	北九州市若松区 東二島二丁目1 6番6号	日吉幼稚園	令和元年1 0月1日
学校法人行学学 園	預かり 保育事業	北九州市若松区 青葉台西一丁目 3番1号	若松青葉幼稚 園	令和元年1 0月1日
宗教法人カトリ ック福岡司教区	預かり 保育事業	北九州市若松区 白山一丁目9番 50号	若松天使園	令和元年1 0月1日
学校法人福原啓 明学園	預かり 保育事業	北九州市若松区 ひびきの南一丁 目7番102号	光貞幼稚園	令和元年1 0月1日
学校法人浅野学 園	預かり 保育事業	北九州市八幡東 区尾倉三丁目8 番2号	尾倉幼稚園	令和元年1 0月1日
学校法人百華学 園	預かり 保育事業	北九州市八幡東 区春の町三丁目 2番2号	華頂幼稚園	令和元年1 0月1日
学校法人小鳩幼 稚園	預かり 保育事業	北九州市八幡東 区枝光四丁目1 0番1号	小鳩幼稚園	令和元年1 0月1日
学校法人濟世学 園	預かり 保育事業	北九州市八幡東 区前田三丁目4 番6号	濟世第一幼稚 園	令和元年1 0月1日
学校法人高見学 園	預かり 保育事業	北九州市八幡東 区川淵町3番2 3号	高見幼稚園	令和元年1 0月1日

学校法人三島学園	預かり 保育事業	北九州市八幡東 区大蔵二丁目1 8番8号	乳山幼稚園	令和元年1 0月1日
学校法人中島学園	預かり 保育事業	北九州市八幡東 区山路二丁目1 1番27号	槻田くるみ幼 稚園	令和元年1 0月1日
宗教法人カトリ ック福岡司教区	預かり 保育事業	北九州市八幡東 区八王寺町1番 40号	八幡カトリッ ク幼稚園	令和元年1 0月1日
学校法人折尾愛 真学園	預かり 保育事業	北九州市八幡西 区日吉台一丁目 1番25号	愛真幼稚園	令和元年1 0月1日
学校法人青山学 園	預かり 保育事業	北九州市八幡西 区萩原三丁目7 番1号	青山幼稚園	令和元年1 0月1日
学校法人光陵学 園	預かり 保育事業	北九州市八幡西 区池田二丁目3 番27号	あかね幼稚園	令和元年1 0月1日
学校法人福岡育 英学園	預かり 保育事業	北九州市八幡西 区藤原三丁目1 9番1号	浅川幼稚園	令和元年1 0月1日
学校法人秋吉学 園	預かり 保育事業	北九州市八幡西 区穴生一丁目1 0番22号	穴生幼稚園	令和元年1 0月1日
学校法人福原学 園	預かり 保育事業	北九州市八幡西 区北鷹見町5番 10号	九州女子大学 附属折尾幼稚 園	令和元年1 0月1日
学校法人福原学 園	預かり 保育事業	北九州市八幡西 区自由ヶ丘2番 1号	九州女子大学 附属自由ヶ丘 幼稚園	令和元年1 0月1日
学校法人西照学 園	預かり 保育事業	北九州市八幡西 区楠橋下方一丁 目1番13号	楠橋幼稚園	令和元年1 0月1日
学校法人真観学 園	預かり 保育事業	北九州市八幡西 区上上津役四丁 目18番7号	上津役幼稚園	令和元年1 0月1日
学校法人末益学 園	預かり 保育事業	北九州市八幡西 区幸神四丁目1 番9号	こじか幼稚園	令和元年1 0月1日
学校法人谷川学 園	預かり 保育事業	北九州市八幡西 区小嶺台一丁目 3番30号	こみね幼稚園	令和元年1 0月1日

学校法人谷川学園	預かり 保育事業	北九州市八幡西 区笹田933番 地5	こみね星ヶ丘 幼稚園	令和元年1 0月1日
学校法人濟世学 園	預かり 保育事業	北九州市八幡西 区幸神三丁目8 番8番	濟世第二幼稚 園	令和元年1 0月1日
学校法人真観学 園	預かり 保育事業	北九州市八幡西 区下上津役一丁 目6番2号	下上津役幼稚 園	令和元年1 0月1日
学校法人聖ヨゼ フ学園	預かり 保育事業	北九州市八幡西 区山寺町12番 56号	聖ヨゼフ幼稚 園	令和元年1 0月1日
学校法人北九州 文化学園	預かり 保育事業	北九州市八幡西 区的場町20番 12号	第二文化幼稚 園	令和元年1 0月1日
学校法人成松学 園	預かり 保育事業	北九州市八幡西 区清納二丁目3 番21号	成松幼稚園	令和元年1 0月1日
学校法人本城学 園	預かり 保育事業	北九州市八幡西 区本城一丁目1 5番2号	本城西幼稚園	令和元年1 0月1日
学校法人本城学 園	預かり 保育事業	北九州市八幡西 区本城東一丁目 18番15号	本城東幼稚園	令和元年1 0月1日
学校法人モン・ カルカ学園	預かり 保育事業	北九州市八幡西 区上の原二丁目 4番37号	緑ヶ丘幼稚園	令和元年1 0月1日
学校法人緑ヶ丘 学園	預かり 保育事業	北九州市八幡西 区相生町11番 5号	緑ヶ丘第二幼 稚園	令和元年1 0月1日
学校法人石井学 園	預かり 保育事業	北九州市八幡西 区永犬丸五丁目 10番35号	八幡みなみ幼 稚園	令和元年1 0月1日
宗教法人教学寺	預かり 保育事業	北九州市戸畑区 新池二丁目10 番1号	教学寺幼稚園	令和元年1 0月1日
学校法人鳥井学 園	預かり 保育事業	北九州市戸畑区 西大谷一丁目9 番52号	第二明泉寺幼 稚園	令和元年1 0月1日
宗教法人カトリ ック福岡司教区	預かり 保育事業	北九州市戸畑区 千防一丁目11 番22号	戸畑天使園	令和元年1 0月1日

学校法人藤祥山学園	預かり保育事業	北九州市戸畑区中原西一丁目3番23号	宝福寺幼稚園	令和元年10月1日
学校法人鳥井学園	預かり保育事業	北九州市戸畑区正津町1番9号	明泉寺幼稚園	令和元年10月1日
社会福祉法人清心会	預かり保育事業	北九州市小倉南区高野一丁目3番3号	のぞみ保育園	令和元年10月1日
社会福祉法人清心会	預かり保育事業	北九州市八幡東区松尾町3番27号	清心保育園	令和元年10月1日
NPO法人育ちのひろばちいさいおうち	預かり保育事業	北九州市八幡西区上香月一丁目2番12号	ちいさいおうち共同保育園	令和元年10月1日
有限会社北九州幼児学園	預かり保育事業	北九州市八幡西区浅川台一丁目25番15号	北九州幼児学園	令和元年10月1日
社会福祉法人天心報恩会	預かり保育事業	北九州市八幡西区別所町3番53号	別所保育園	令和元年10月1日
学校法人神理学園	一時預かり事業	北九州市小倉南区徳力五丁目10番10号	神理幼稚園	令和元年10月1日
学校法人百華学園	一時預かり事業	北九州市若松区和田町13番12号	精華幼稚園	令和元年10月1日
学校法人福原学園	一時預かり事業	北九州市八幡西区北鷹見町5番10号	九州女子大学附属折尾幼稚園	令和元年10月1日
学校法人福原学園	一時預かり事業	北九州市八幡西区自由ヶ丘2番1号	九州女子大学附属自由ヶ丘幼稚園	令和元年10月1日
学校法人北九州文化学園	一時預かり事業	北九州市八幡西区的場町20番12号	第二文化幼稚園	令和元年10月1日
社会福祉法人清琴福祉会	一時預かり事業	北九州市門司区上馬寄一丁目5番2号	花かご保育園	令和元年10月1日
社会福祉法人のぞみ会	一時預かり事業	北九州市門司区白野江三丁目21番14号	白野江保育園	令和元年10月1日

公益財団法人鉄道弘済会	一時預かり事業	北九州市門司区不老町二丁目2番25号	門司保育所（みどり園）	令和元年10月1日
社会福祉法人恵風会	一時預かり事業	北九州市門司区大里東四丁目11番11号	広済寺保育園	令和元年10月1日
社会福祉法人北九州市福祉事業団	一時預かり事業	北九州市門司区清滝一丁目8番5号	みなと保育所	令和元年10月1日
社会福祉法人北九州市門司民生事業協会	一時預かり事業	北九州市門司区東本町二丁目4番7号	古城保育園	令和元年10月1日
社会福祉法人北九州市門司民生事業協会	一時預かり事業	北九州市門司区藤松二丁目2番36号	藤松保育園	令和元年10月1日
社会福祉法人小倉新栄会	一時預かり事業	北九州市門司区清見三丁目1番24号	新栄はやとも保育園	令和元年10月1日
社会福祉法人正善寺福祉会	一時預かり事業	北九州市小倉北区馬借一丁目7番1号	小倉北ふれあい保育所（夜間部）	令和元年10月1日
社会福祉法人長浜会	一時預かり事業	北九州市小倉北区長浜町2番27号	長浜保育園	令和元年10月1日
社会福祉法人鳳雲会	一時預かり事業	北九州市小倉北区金田一丁目1番10号	金田保育園	令和元年10月1日
社会福祉法人晴光会	一時預かり事業	北九州市小倉北区緑ヶ丘一丁目8番14号	光沢寺保育園	令和元年10月1日
社会福祉法人明和会	一時預かり事業	北九州市小倉北区明和町3番8号	キンダーポート保育園	令和元年10月1日
社会福祉法人西教会	一時預かり事業	北九州市小倉北区砂津二丁目11番41号	西教寺保育園	令和元年10月1日
社会福祉法人北九州市小倉社会事業協会	一時預かり事業	北九州市小倉北区井堀二丁目7番1号	井堀保育園	令和元年10月1日
社会福祉法人北九州市小倉社会事業協会	一時預かり事業	北九州市小倉北区高坊一丁目7番3号	高坊保育園	令和元年10月1日

社会福祉法人栄 法会	一時預 かり事 業	北九州市小倉北 区昭和町16番 3号	れんげの花保 育園	令和元年1 0月1日
社会福祉法人栄 法会	一時預 かり事 業	北九州市小倉北 区三萩野二丁目 8番18号	れんげ心の花 保育園	令和元年1 0月1日
社会福祉法人法 順会	一時預 かり事 業	北九州市小倉北 区足原一丁目7 番1号	足原だきしめ 保育園	令和元年1 0月1日
社会福祉法人晴 光会	一時預 かり事 業	北九州市小倉北 区中井二丁目4 番33号	光沢寺第二保 育園	令和元年1 0月1日
社会福祉法人北 九州市小倉社会 事業協会	一時預 かり事 業	北九州市小倉北 区明和町5番9 号	三萩野保育園	令和元年1 0月1日
社会福祉法人北 九州市小倉社会 事業協会	一時預 かり事 業	北九州市小倉北 区泉台一丁目1 1番24号	篠崎保育園	令和元年1 0月1日
社会福祉法人正 勇会	一時預 かり事 業	北九州市小倉北 区西港町30番 6号	北九州ソレイ ユ保育園	令和元年1 0月1日
社会福祉法人正 勇会	一時預 かり事 業	北九州市小倉北 区浅野三丁目1 番26号	北九州ソレイ ユ保育園（分 園）	令和元年1 0月1日
社会福祉法人小 倉新栄会	一時預 かり事 業	北九州市小倉 北区堅町二丁 目2番16号	新栄たてまち 保育園	令和元年1 0月1日
社会福祉法人八 健会	一時預 かり事 業	北九州市小倉北 区山門町5番1 号	さわやかあだ ちのもり保育 園	令和元年1 0月1日
社会福祉法人北 九州市保育事業 協会	一時預 かり事 業	北九州市小倉南 区北方二丁目1 6番10号	北方保育所	令和元年1 0月1日
社会福祉法人白 鳩会	一時預 かり事 業	北九州市小倉南 区上吉田三丁目 18番1号	白鳩保育園	令和元年1 0月1日
社会福祉法人北 九州市小倉社会 事業協会	一時預 かり事 業	北九州市小倉南 区徳力団地1番 1号	広徳保育園	令和元年1 0月1日
社会福祉法人曾 根保育園	一時預 かり事 業	北九州市小倉南 区津田新町一丁 目4番26号	曾根保育園	令和元年1 0月1日

社会福祉法人鳳雲会	一時預かり事業	北九州市小倉南区八幡町11番7号	みのり保育園	令和元年10月1日
社会福祉法人愛育会	一時預かり事業	北九州市小倉南区沼緑町二丁目1番39号	あけぼの保育園	令和元年10月1日
社会福祉法人光法会	一時預かり事業	北九州市小倉南区北方二丁目20番17号	光法保育園	令和元年10月1日
社会福祉法人竜光会	一時預かり事業	北九州市小倉南区大字新道寺149番地1	竜光保育園	令和元年10月1日
社会福祉法人瑞穂会	一時預かり事業	北九州市小倉南区津田一丁目13番10号	みずほ野保育園	令和元年10月1日
社会福祉法人北九州市小倉社会事業協会	一時預かり事業	北九州市小倉南区重住一丁目8番20号	城野保育園	令和元年10月1日
社会福祉法人北九州市福祉事業団	一時預かり事業	北九州市小倉南区若園二丁目4番15号	若園保育所	令和元年10月1日
社会福祉法人北九州市小倉社会事業協会	一時預かり事業	北九州市小倉南区北方三丁目16番24号	北方なかよし保育園	令和元年10月1日
社会福祉法人愛育会	一時預かり事業	北九州市小倉南区沼緑町二丁目1番40号	あけぼの愛育保育園	令和元年10月1日
社会福祉法人正勇会	一時預かり事業	北九州市小倉南区曾根北町4番33号	曾根ソレイユ保育園	令和元年10月1日
北九州市	一時預かり事業	北九州市若松区浜町二丁目10番13号	若松コスモス保育所	令和元年10月1日
社会福祉法人北九州市若松民生事業協会	一時預かり事業	北九州市若松区古前一丁目28番17号	古前保育所	令和元年10月1日
社会福祉法人芙蓉会	一時預かり事業	北九州市若松区大字大鳥居17番地1	大鳥居保育園	令和元年10月1日

社会福祉法人北九州市福祉事業団	一時預かり事業	北九州市若松区二島三丁目3番59号	二島保育所	令和元年10月1日
社会福祉法人北九州市福祉事業団	一時預かり事業	北九州市若松区深町一丁目13番19号	深町どんぐりのもり保育所	令和元年10月1日
社会福祉法人北九州市若松民生事業協会	一時預かり事業	北九州市若松区西園町12番6号	あおぞら保育所	令和元年10月1日
社会福祉法人希耀會	一時預かり事業	北九州市若松区大字乙丸1651番地14	花乃路保育園	令和元年10月1日
社会福祉法人宝寿会	一時預かり事業	北九州市若松区塩屋三丁目21番1号	ひびきの保育園	令和元年10月1日
社会福祉法人北九州市福祉事業団	一時預かり事業	北九州市八幡東区祇園一丁目5番1号	八幡東さくら保育所	令和元年10月1日
社会福祉法人杉の実福祉会	一時預かり事業	北九州市八幡東区槻田二丁目11番10号	槻田杉の実保育園	令和元年10月1日
社会福祉法人喜久茂会	一時預かり事業	北九州市八幡東区槻田一丁目4番50号	ふたば保育園	令和元年10月1日
社会福祉法人杉の実福祉会	一時預かり事業	北九州市八幡東区大蔵三丁目2番18号	杉の実保育園	令和元年10月1日
社会福祉法人カトリック社会事業協会	一時預かり事業	北九州市八幡東区天神町3番2号	小百合保育園	令和元年10月1日
社会福祉法人禅心会	一時預かり事業	北九州市八幡東区春の町四丁目3番8号	春の町保育園	令和元年10月1日
社会福祉法人育栄会	一時預かり事業	北九州市八幡東区山王二丁目18番8号	つばさ保育園	令和元年10月1日

社会福祉法人杉の実福祉会	一時預かり事業	北九州市八幡東区高見五丁目3番6号	高見の森保育園	令和元年10月1日
社会福祉法人高槻会	一時預かり事業	北九州市八幡東区祝町一丁目13番3号	大蔵保育園	令和元年10月1日
社会福祉法人杉の実福祉会	一時預かり事業	北九州市八幡東区中央二丁目10番8号	中央しおり保育園	令和元年10月1日
社会福祉法人北九州市保育事業協会	一時預かり事業	北九州市八幡西区陣原三丁目23番9号	陣原保育所	令和元年10月1日
社会福祉法人恵燈会	一時預かり事業	北九州市八幡西区陣山三丁目9番28号	光保育園	令和元年10月1日
社会福祉法人洞海福祉会	一時預かり事業	北九州市八幡西区本城東一丁目10番21号	若竹保育園	令和元年10月1日
社会福祉法人三密会	一時預かり事業	北九州市八幡西区香月西二丁目4番35号	聖愛保育園	令和元年10月1日
社会福祉法人天心報恩会	一時預かり事業	北九州市八幡西区若葉二丁目18番1号	引野保育園	令和元年10月1日
社会福祉法人北九州市保育事業協会	一時預かり事業	北九州市八幡西区東鳴水二丁目12番34号	鳴水保育園	令和元年10月1日
社会福祉法人栄美会	一時預かり事業	北九州市八幡西区大浦二丁目14番7号	栄美保育園	令和元年10月1日
社会福祉法人薫風会	一時預かり事業	北九州市八幡西区里中二丁目17番4号	いちご保育園	令和元年10月1日
社会福祉法人北九州市保育事業協会	一時預かり事業	北九州市八幡西区青山一丁目7番50号	萩原保育園	令和元年10月1日

社会福祉法人北九州市福祉事業団	一時預かり事業	北九州市八幡西区光明二丁目5番27号	折尾丸山保育所	令和元年10月1日
社会福祉法人北九州市福祉事業団	一時預かり事業	北九州市八幡西区紅梅一丁目4番1号	あじさい保育所	令和元年10月1日
社会福祉法人北九州市福祉事業団	一時預かり事業	北九州市八幡西区茶屋の原四丁目20番15号	うさぎ保育所	令和元年10月1日
社会福祉法人北九州市保育事業協会	一時預かり事業	北九州市八幡西区則松二丁目9番1号	東筑保育園	令和元年10月1日
社会福祉法人小倉新栄会	一時預かり事業	北九州市八幡西区町上津役東一丁目7番21号	新栄ひまわり保育園	令和元年10月1日
社会福祉法人薫風会	一時預かり事業	北九州市八幡西区大字本城3383番地1	さくらんぼ保育園	令和元年10月1日
社会福祉法人北九州市保育事業協会	一時預かり事業	北九州市戸畑区千防一丁目1番15号	千防保育所	令和元年10月1日
公益財団法人鉄道弘済会	一時預かり事業	北九州市戸畑区東大谷一丁目13番10号	戸畑保育所（わかば園）	令和元年10月1日
社会福祉法人北九州ナオミ福祉会	一時預かり事業	北九州市戸畑区中本町12番34号	ナオミ愛児園	令和元年10月1日
社会福祉法人北九州市福祉事業団	一時預かり事業	北九州市戸畑区仙水町1番2号	沢見あやめのもり保育所	令和元年10月1日
社会福祉法人北九州市戸畑民生事業協会	一時預かり事業	北九州市戸畑区中原西二丁目6番13号	中原保育園	令和元年10月1日
社会福祉法人北九州市戸畑民生事業協会	一時預かり事業	北九州市戸畑区境川二丁目14番9号	さかい川保育園	令和元年10月1日

社会福祉法人北九州市戸畑民生事業協会	一時預かり事業	北九州市戸畑区牧山一丁目1番4号	牧山保育園	令和元年10月1日
社会福祉法人いわき福祉会	一時預かり事業	北九州市戸畑区三六町10番6号	さんろくこどもえん	令和元年10月1日
社会福祉法人いわき福祉会	一時預かり事業	北九州市戸畑区新川町3番5号	はつねほいくえん	令和元年10月1日
医療法人眞秋会あきたけ医院	病児保育事業	北九州市門司区東門司二丁目4番18号	あきたけ病児保育室	令和元年10月1日
医療法人よしだ小児科医院	病児保育事業	北九州市小倉北区馬借三丁目3番36号 北九州オフィスビル3階	病児保育室りんご	令和元年10月1日
医療法人えびす子どもクリニック	病児保育事業	北九州市小倉北区井堀三丁目10番6号 シャルム明石Ⅱ705号	病児保育室わんぱくキッズ	令和元年10月1日
医療法人あだち古賀クリニック	病児保育事業	北九州市小倉北区足立三丁目1番27号	病児保育室キッズルームあだち	令和元年10月1日
佐藤こどもクリニック	病児保育事業	北九州市小倉南区若園一丁目1番30号	佐藤病児保育室	令和元年10月1日
医療法人敬天会東和病院	病児保育事業	北九州市小倉南区守恒本町一丁目2番11号	とうわ病児・病後児保育室	令和元年10月1日
医療法人ゆたかクリニック	病児保育事業	北九州市小倉南区湯川新町四丁目25番2号	ゆたかクリニック病児保育室	令和元年10月1日
医療法人そお小児科クリニック	病児保育事業	北九州市小倉南区上曾根五丁目2番5号	かみそね病児保育室	令和元年10月1日

つだこどもクリニック	病児保育事業	北九州市若松区本町一丁目7番44号	つだこどもクリニック病児保育室	令和元年10月1日
医療法人橋爪小児科内科医院	病児保育事業	北九州市八幡東区大蔵二丁目3番18号	大蔵病児保育室	令和元年10月1日
医療法人黒崎吉田医院	病児保育事業	北九州市八幡西区黒崎三丁目4番3号	黒崎病児保育室	令和元年10月1日
医療法人西村医院	病児保育事業	北九州市八幡西区楠橋上方二丁目1番10号	にしむら病児保育室	令和元年10月1日
株式会社オフィス・タチ	認可外保育施設	北九州市門司区社ノ木一丁目11番8号	カフェ&託児ルーム スマイルハウス	令和元年10月1日
香春口保育園	認可外保育施設	北九州市小倉北区江南町2番26号201	香春口保育園	令和元年10月1日
有限会社キッズ・ポート	認可外保育施設	北九州市小倉北区鍛冶町二丁目1番7号201	アニマルクラブ	令和元年10月1日
託児所マミー	認可外保育施設	北九州市小倉北区京町三丁目13番12号サトウビル2階	託児所マミー	令和元年10月1日
株式会社TKsmile	認可外保育施設	北九州市小倉北区京町三丁目11番17号スマイルビル3階	friend ~smile~	令和元年10月1日
石川和代	認可外保育施設	北九州市小倉北区中井五丁目11番33号	にこにこ保育園	令和元年10月1日
特定非営利活動法人CIC英語幼児園	認可外保育施設	北九州市小倉北区霧ヶ丘二丁目1番40号	特定非営利活動法人CIC英語幼児園小倉校	令和元年10月1日
中野直美	認可外保育施設	北九州市小倉北区中津口一丁目1番6号小文字ビル2階	キッズルーム Angel	令和元年10月1日

矢野賀寿子	認可外 保育施 設	北九州市小倉北 区室町三丁目2 番27号グロー カルビル5階	ブライトキッ ズガーデン	令和元年1 0月1日
特定非営利活動 法人チャイルド ケアサポートセ ンター	認可外 保育施 設	北九州市小倉北 区魚町三丁目3 番20号中屋ビ ル2階	ママトモ魚町	令和元年1 0月1日
合同会社カーサ ・デ・バンビー ニ	認可外 保育施 設	北九州市小倉北 区吉野町12番 19号	カーサ・デ・ バンビーニ	令和元年1 0月1日
宮尾節子	認可外 保育施 設	北九州市小倉北 区高尾一丁目4 1番20号40 7	子育て塾スク スク	令和元年1 0月1日
くるみ保育園 高宮育世	認可外 保育施 設	北九州市小倉南 区朽網東四丁目 14番6号	くるみ保育園	令和元年1 0月1日
独立行政法人国 立病院機構小倉 医療センター	認可外 保育施 設	北九州市小倉南 区春ヶ丘10番 1号	小倉医療セン ターみどり保 育園	令和元年1 0月1日
保育所ちびっこ ランド下曾根園	認可外 保育施 設	北九州市小倉南 区下曾根新町5 番5号菱興曾根 ビル201	保育所ちびっ こランド下曾 根園	令和元年1 0月1日
西田千浪	認可外 保育施 設	北九州市小倉南 区重住二丁目7 番28号	託児所パピィ ハウス	令和元年1 0月1日
NPO法人かん かんむら	認可外 保育施 設	北九州市小倉南 区上石田三丁目 9番1号	NPO法人かん かんむらかん かんむら幼 児園	令和元年1 0月1日
特定非営利活動 法人C I C 英語 幼児園	認可外 保育施 設	北九州市若松区 塩屋三丁目7番 8号	特定非営利活 動法人C I C 英語幼児園 若松校	令和元年1 0月1日
伊達裕子	認可外 保育施 設	北九州市若松区 鴨生田四丁目1 6番2号	おうち保育園	令和元年1 0月1日
トルチュディ ジャンナ内ジャン ナキッズルーム (Janna 株式会 社)	認可外 保育施 設	北九州市若松区 塩屋三丁目34 番7号	トルチュディ ジャンナ内ジ ャンナキッズ ルーム	令和元年1 0月1日

津田都子	認可外 保育施 設	北九州市八幡東 区中央三丁目4 番1号402	みー先生のお うち	令和元年1 0月1日
中島絵衣子	認可外 保育施 設	北九州市八幡西 区三ヶ森二丁目 10番3号	保育所ひよこ 園	令和元年1 0月1日
光山清美	認可外 保育施 設	北九州市八幡西 区本城三丁目1 6番8号	つばさ保育園	令和元年1 0月1日
NPO法人どん ぐりファミリー	認可外 保育施 設	北九州市八幡西 区藤原二丁目4 番3号	NPO法人ど んぐりファミ リー キンダ ーガルテンど んぐり園	令和元年1 0月1日
社会福祉法人本 城会	認可外 保育施 設	北九州市八幡西 区医生ヶ丘10 番25号	本城会保育施 設 ピッコリ ーノ	令和元年1 0月1日
Dary International	認可外 保育施 設	北九州市八幡西 区折尾四丁目1 6番16号2階	Cherish English School	令和元年1 0月1日
堀崎恵子	認可外 保育施 設	北九州市八幡西 区貴船台5番5 号	利輝保育園	令和元年1 0月1日
坂木直人	認可外 保育施 設	北九州市八幡西 区八枝二丁目1 番1号	ジャンナ内ジ ャンナキッズ ルーム	令和元年1 0月1日
中島典子	認可外 保育施 設	北九州市戸畑区 初音町8番20 号202	オハナインタ ーナショナル キンダーガー テン	令和元年1 0月1日
岡住晶子	認可外 保育施 設	*居宅訪問型保 育事業の所在地 は個人情報のため 公示しており ません。	キズナシッタ ー	令和元年1 0月1日
医療法人社団鳥 巢病院	認可外 保育施 設	北九州市門司区 吉志五丁目7番 52号	キッズルーム ひだまり	令和元年1 0月1日
医療法人錦会	認可外 保育施 設	北九州市小倉北 区中井五丁目1 2番9号	なかい保育所	令和元年1 0月1日

地方独立行政法人北九州市立病院機構	認可外 保育施設	北九州市小倉北区馬借二丁目1番1号	北九州市立医療センター内なかよし保育所	令和元年10月1日
一般財団法人平成紫川会	認可外 保育施設	北九州市小倉北区浅野三丁目8番1号AIMビル4階	平成紫川会附属保育所	令和元年10月1日
第一交通産業株式会社	認可外 保育施設	北九州市小倉北区神岳二丁目11番21号603	第一交通保育室	令和元年10月1日
医療法人真鶴会小倉第一病院	認可外 保育施設	北九州市小倉北区真鶴二丁目3番29号101	小倉第一病院院内保育所キッズガーデンひだまり	令和元年10月1日
株式会社グリーンム	認可外 保育施設	北九州市小倉北区弁天町1番8号	株式会社グリーンムキッズステーション	令和元年10月1日
北九州ヤクルト販売株式会社	認可外 保育施設	北九州市小倉北区井堀一丁目5番8号	北小倉保育所	令和元年10月1日
社会医療法人北九州病院	認可外 保育施設	北九州市小倉南区湯川五丁目6番2号	北九州総合病院わかば保育園	令和元年10月1日
医療法人錦会上曾根病院	認可外 保育施設	北九州市小倉南区上曾根五丁目13番1号	医療法人錦会上曾根病院保育室	令和元年10月1日
医療法人三芳会若戸病院	認可外 保育施設	北九州市若松区小敷ひびきの一丁目10番1号	若戸病院たんぽぽ保育園	令和元年10月1日
中央福岡ヤクルト販売株式会社	認可外 保育施設	北九州市若松区浜町三丁目9番14号	中央福岡ヤクルト販売若松センター保育所	令和元年10月1日
地方独立行政法人北九州市立病院機構	認可外 保育施設	北九州市八幡東区西本町四丁目18番1号	北九州市立八幡病院内つばさ保育所	令和元年10月1日
社会福祉法人恩賜財団済生会支部福岡県済生会八幡総合病院	認可外 保育施設	北九州市八幡東区春の町五丁目9番27号	なかよし保育所	令和元年10月1日

社会医療法人製鉄記念八幡病院	認可外 保育施設	北九州市八幡東区春の町一丁目1番3号	社会医療法人製鉄記念八幡病院院内保育所たけのこ	令和元年10月1日
ワタキューセイモア株式会社	認可外 保育施設	北九州市八幡東区前田1520番10号	わたきゅうほいくえん	令和元年10月1日
社会医療法人北九州病院	認可外 保育施設	北九州市八幡東区西本町一丁目8番8号	北九州八幡東病院すこやか保育園	令和元年10月1日
中央福岡ヤクルト販売株式会社	認可外 保育施設	北九州市八幡東区西本町一丁目13番12号	中央福岡ヤクルト販売八幡東センター保育所	令和元年10月1日
医療法人社団翠会八幡厚生病院	認可外 保育施設	北九州市八幡西区里中三丁目12番12号	医療法人社団翠会八幡厚生病院保育所	令和元年10月1日
独立行政法人地域医療機能推進機構九州病院	認可外 保育施設	北九州市八幡西区岸の浦一丁目8番1号	独立行政法人地域医療機能推進機構九州病院	令和元年10月1日
学校法人産業医科大学	認可外 保育施設	北九州市八幡西区医生ヶ丘1番1号	ラマティール保育園	令和元年10月1日
医療法人義翔会小嶺江藤病院	認可外 保育施設	北九州市八幡西区小嶺三丁目19番1号	医療法人義翔会小嶺江藤病院	令和元年10月1日
丘ノ規病院永野吉鎌	認可外 保育施設	北九州市八幡西区大字則松104番1号	丘谷間ホイクエン	令和元年10月1日
中央福岡ヤクルト販売株式会社	認可外 保育施設	北九州市八幡西区下上津役四丁目23番12号	中央福岡ヤクルト販売八幡西センター保育所	令和元年10月1日
中央福岡ヤクルト販売株式会社	認可外 保育施設	北九州市八幡西区本城三丁目5番1号	中央福岡ヤクルト販売本城センター保育所	令和元年10月1日
中央福岡ヤクルト販売株式会社	認可外 保育施設	北九州市八幡西区楠橋東一丁目5番51号	中央福岡ヤクルト販売香月センター保育所	令和元年10月1日

中央福岡ヤクルト販売株式会社	認可外保育施設	北九州市八幡西区千代ヶ崎一丁目9番31号	中央福岡ヤクルト販売折尾センター保育所	令和元年10月1日
中央福岡ヤクルト販売株式会社	認可外保育施設	北九州市八幡西区鷹ノ巣一丁目7番6号	中央福岡ヤクルト販売鷹ノ巣センター保育所	令和元年10月1日
社会医療法人共愛会	認可外保育施設	北九州市戸畑区小芝二丁目5番1号	キッズハウスあやめ	令和元年10月1日
株式会社 Lateral Kids	企業主導型保育施設	北九州市若松区二島一丁目1番38号	もりのなかま病児病後児保育室 二島ひよこ	令和元年10月1日
社会福祉法人青雲会	企業主導型保育施設	北九州市八幡西区楠北三丁目5番15号	社会福祉邦人青雲会 なの花子どもの家	令和元年10月1日
特定非営利活動法人チャイルドケアサポートセンター	子育て援助活動支援事業	北九州市小倉北区浅野三丁目8番1号AIMビル3階	ほっと子育てふれあいセンター	令和元年10月1日

北九州市告示第202号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第58条の2の規定により、下記の特定制子ども・子育て支援施設等の確認を行ったので、同法第58条の11の規定により、次のとおり告示する。

令和元年10月1日

北九州市長 北 橋 健 治

提供者の名称	種類	所在地	施設等の名称	確認年月日
株式会社アウルズ	認可外保育施設	小倉北区馬借一丁目1番17号1階	International Preschool・OWLS Garden	令和元年10月1日
有限会社バイケルン	認可外保育施設	八幡西区折尾四丁目16番16号	マザーランド	令和元年10月1日
李玉姫	認可外保育施設	*居宅訪問型保育事業の所在地は個人情報のため公示していません。	株式会社キッズライン	令和元年10月1日

北九州市告示第203号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和元年10月1日

北九州市長 北 橋 健 治

1 道路の種類 市道

2 路線名等

整理番号	路線名	変更前後の別	区域変更の区間	幅員(m)	延長(m)
6870	黒崎城石2号線	前	八幡西区黒崎城石2358番6から 八幡西区黒崎城石2346番1地先まで	11.6 ～ 65.2	135.0
		後	八幡西区黒崎城石2358番6地先から 八幡西区黒崎城石2346番1地先まで	11.4 ～ 65.3	146.0

北九州市告示第204号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり令和元年10月1日から道路の供用を廃止する。

その関係図面は、この告示の日から2週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和元年10月1日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名等

整理番号	路線名	供用廃止の区間
6870	黒崎城石 2号線	八幡西区黒崎城石2358番6地先から 八幡西区黒崎城石2346番1地先まで

北九州市告示第205号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により育成医療及び更生医療に係る指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第69条第1号の規定により次のとおり告示する。

令和元年10月1日

北九州市長 北 橋 健 治

薬局（育成医療及び更生医療）

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	指定年月日
大信薬局京町店	北九州市小倉北区京町一丁目2番24号小倉新興ビル1階	令和元年10月1日
はちまん薬局	北九州市八幡西区友田一丁目10番3号	令和元年10月1日
スマイル薬局原町店	北九州市小倉北区原町一丁目14番17号	令和元年10月1日

北九州市告示第206号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により育成医療及び更生医療に係る指定自立支援医療機関から変更の届出があったので、同法第69条第2号の規定により次のとおり告示する。

令和元年10月1日

北九州市長 北 橋 健 治

育成医療及び更生医療に係る指定自立支援医療機関の所在地の変更

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地		変更年月日
有限会社オリオ薬局 ミブチ調剤薬局	旧	北九州市八幡西区折尾一丁目 8番1号	令和元年9 月1日
	新	北九州市八幡西区折尾一丁目 1番1号	

北九州市告示第207号

北九州市市税条例（昭和38年北九州市条例第85号）付則第27条の3の規定により、福岡県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める三輪以上の軽自動車は、令和元年9月9日に福岡県と北九州市の間で取り交わした軽自動車税環境性能割の減免に関する確認書において規定されたものとする。

令和元年10月1日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市公告第380号

市有財産を一般競争入札により貸し付けるので、北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和元年10月1日

北九州市長 北 橋 健 治

1 貸し付ける物件

物件番号1

- (1) 所在地 門司区大字伊川1620番2のうちほか2筆
- (2) 公簿地目 宅地
- (3) 実測面積 8,160.82平方メートル
- (4) 最低貸付料（年額） 925,000円

2 貸付契約の内容

北九州市公有財産管理規則（昭和39年北九州市規則第61号）による土地貸付を行う。

3 貸付期間

令和2年1月1日から令和11年12月31日まで

4 貸付期間の更新

1回に限り10年以内で行うことができる。

5 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市財政局財務部財産活用推進課

(2) 期間

この公告の日（以下「公告日」という。）から令和元年12月2日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに令和元年10月22日（以下「日曜日等」という。）を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時15分まで

6 入札条件を示す場所及び期間

(1) 場所

北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市財政局財務部財産活用推進課

(2) 期間

公告日から令和元年12月2日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時15分まで

- 7 現地見学会
実施しない。
- 8 入札参加申込みを受け付ける場所及び期間
- (1) 場所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市財政局財務部財産活用推進課
- (2) 期間
令和元年10月30日及び同月31日のそれぞれ午前9時から午後5時まで
来庁日時については、あらかじめ北九州市財政局財務部財産活用推進課に電話で連絡し調整すること。
- 9 入札及び開札の日時及び場所
- (1) 入札日時 令和元年12月2日 午前10時30分
- (2) 開札日時 入札締切り後直ちに行う。
- (3) 入札及び開札の場所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所地下2階第5入札室
- 10 入札保証金
- (1) 貸付料(年額)の6月分以上
- (2) 落札者が契約を締結しないときは、入札保証金は、北九州市に帰属する。
- 11 入札に参加するための要件
- (1) あらかじめ入札参加申込みを行い、入札参加者としての資格を有するか否かについて審査を受けなければならない。
- (2) 入札参加申込みは、所定の様式にアからカまでの資料を添付し、持参することにより行わなければならない。
- ア 役員一覧
- イ 登記事項証明書(履歴事項全部証明書で発行後3月以内のものに限る。)
- ウ 法人税及び消費税(地方消費税を含む。)の納税証明書(発行後3月以内のものに限る。)
- エ 市町村民税、固定資産税及び都市計画税の過去3年分の納税証明書(発行後3月以内のもので本店等の所在地に係るものに限る。)
- オ 印鑑証明書(発行後3月以内のものに限る。)
- カ 土地利用提案書

1 2 入札に参加できる者の資格

- (1) 土地利用に関する事業の実施に必要な知識、技術的能力等を有し、指定期日までに貸付料の支払いが可能であること。また、土地利用に関する事業を、確実かつ速やかに実施できること。
- (2) 次に掲げる事項のいずれにも該当しないこと。
 - ア 北九州市が行う市有地貸付に関し、(ア)から(エ)までのいずれかに該当した後2年を経過していない者
 - (ア) 申込みを取り消された者
 - (イ) 入札を取り消された者
 - (ウ) 落札者として資格を取り消された者
 - (エ) 正当な理由がなく契約を締結せず、又は履行しなかった者
 - イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定又は契約規則第2条の規定に該当する者
 - ウ 法人税又は消費税(地方消費税を含む。)の滞納がある者
 - エ 過去3年間に市町村民税、固定資産税又は都市計画税の滞納がある者
 - オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)のほか、次に掲げる者
 - (ア) 入札に係る物件を暴力団の事務所その他これに類するものの用に供しようとする者
 - (イ) 法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - (ウ) 次のいずれかに該当する者
 - a 法人でその役員等が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に実質的に関与している者
 - b 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団を利用してしている者
 - c 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - d 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - e 暴力団又は暴力団員であると知りながらこれを不当に利用している者
 - (エ) (ア)から(ウ)までに掲げる者の依頼を受けて入札に参加し

ようとする者

カ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けている団体及びその役職員又は構成員

1.3 入札の無効

契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

1.4 入札の中止

特別の事情がある場合は、入札を中止し、又は延期することがある。この場合において、入札者及び入札に加わろうとする者が損失を受けても、北九州市は補償の責めを負わない。

1.5 先着順貸し付けについて

貸し付け物件について入札者がいないとき、又は落札者が契約を締結しないときは、先着順により申込みを受け付け、資格審査の上、貸し付ける。

(1) 受付及び申請書を交付する場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市財政局財務部財産活用推進課

(2) 受付期間

令和2年1月6日から同年3月31日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

1.6 入札に係る問合せ先

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市財政局財務部財産活用推進課

電話 093-582-2007

北九州市公告第381号

一般競争入札により、委託契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和元年10月1日

北九州市長 北 橋 健 治

1 委託内容

- (1) 業務名及び数量 令和2年度固定資産税・都市計画税（土地・家屋）及び固定資産税（償却資産）納税通知書作成、封入封かん及び発送業務一式
- (2) 履行の内容等 入札説明書及び入札仕様書で定めるとおり
- (3) 履行期間 契約締結日から令和2年5月8日まで
- (4) 成果品納入場所 北九州市の指定した場所
- (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。
- (3) この公告の日前3年間に、個人情報に記載された通知書作成、封入封かん、発送業務等を地方自治体等の官公庁から受託した実績があること。
- (4) 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会からプライバシーマークを付与されている者であること。

3 入札の場所等

- (1) 契約条項を示す場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市財政局税務部固定資産税課

イ 日時 この公告の日から令和元年10月18日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後5時まで並びに同月21日の午前9時から午前10時まで

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法 前号アの場所において無償で交付する。

(3) 競争参加の申出書の提出 この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、令和元年10月8日まで（日曜日及び土曜日を除く。）に競争参加の申出書を北九州市財政局税務部固定資産税課に提出しなければならない。

(4) 入札説明会の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所本庁舎地下2階第3入札室

イ 日時 令和元年10月15日 午前10時

ウ 途中入場は、認めない。

(5) 仕様書に対する質問

入札説明会後において、仕様書に対する質問がある場合は、次のとおり書面により提出すること。

なお、書面は、ファックス又は電子メールによるものも受け付ける。

ア 場所 第1号アの場所と同じ。

イ 期限 令和元年10月16日午後4時までに必着のこと。

ウ 質問書に対する回答は、入札説明会に参加した者に令和元年10月17日午後5時までにファックス又は電子メールで行う。

(6) 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所本庁舎地下2階第3入札室

イ 日時 令和元年10月21日 午前10時

4 競争入札参加資格の確認

この一般競争入札に参加を希望する者は、次のとおり実績資料を提出し確認を受け、入札説明会に参加しなければならない。

(1) 実績資料 第2項第3号に該当する実績を明記し、履行を確認することができる書面又は契約書の写しを添付すること。

(2) 提出期間、場所及び方法

ア 提出期間 この公告の日から令和元年10月8日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後5時まで

イ 提出場所 北九州市小倉北区域内1番1号
北九州市財政局税務部固定資産税課

ウ 提出方法 資料は、持参するものとする。

(3) 競争入札参加資格の確認の結果は、令和元年10月10日までに通知する。

(4) その他

提出された資料は、返却しない。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法

契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とするところがある。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在

地等

北九州市財政局稅務部固定資產稅課

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号

電話 093-582-2035

FAX 093-582-8611

北九州市公告第382号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第5条第1項の規定により読み替える北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和元年10月1日

北九州市長 北 橋 健 治

1 調達内容

(1) 特定役務の名称及び数量

北九州市財務会計システムの借入及び保守 一式

(2) 履行の内容等 仕様書で定めるとおり

(3) 履行期間 契約締結の日から令和8年8月31日まで（契約締結の日から令和3年8月30日までは機器等の準備期間とし、契約金額の支払は、令和3年9月1日から令和8年8月31日までの60箇月とする。）

(4) 履行場所 北九州市小倉北区大手町1番1号

北九州市小倉北区役所庁舎

(5) 入札方法 落札者の決定は、総合評価競争方式をもって行うので、提案に係る性能、機能、技術等に関する書類及び入札書（以下「総合評価のための書類」という。）を提出すること。

なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。

(3) 官公庁（国、都道府県又は地方自治法（昭和22年法律第67号）

第252条の19第1項の指定都市に限る。)において過去5年間に運用実績のある財務会計システムを、納入した実績があること。

(4) 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。

3 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、北九州市技術監理局契約部契約制度課(電話 093-582-2545)に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、令和元年10月23日まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日並びに同月22日(以下「日曜日等」という。)を除く。)に競争入札参加資格申請を行わなければならない。

4 総合評価のための書類の提出場所等

(1) 契約条項を示す場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市会計室

イ 日時 この公告の日から令和元年11月8日まで(日曜日等を除く。)の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後5時まで並びに同月11日の午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後2時まで

(2) 入札関係資料の交付方法 前号アの場所において無償で交付する。

(3) 競争参加の申出書の提出 この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、令和元年10月23日午後5時までに競争参加の申出書を北九州市会計室に提出しなければならない。

(4) 入札説明会の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所庁舎地下2階第5入札室

イ 日時 令和元年10月30日午後2時

(5) 郵送による場合の総合評価のための書類の提出期限

第1号アの場所に書留郵便により、令和元年11月8日午後5時までに必着のこと。

(6) 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所庁舎地下2階第5入札室

イ 日時 令和元年11月11日午後2時

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

- ア 言語 日本語
- イ 通貨 日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
 - ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
 - イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。
- (3) 入札の無効
 - 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
 - ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札
 - イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札
 - ウ 仕様書記載の入札者に要求される義務を履行しなかった者がした入札
 - エ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札
- (4) 落札者の決定方法
 - ア 入札者が提出した総合評価のための書類について、入札説明書に示す総合評価の方法によって総合評価を行う。総合評価の方法によって得られた総合評価点数の最も高いものを落札者とする。
 - イ 総合評価の方法は、加算方式とする。
 - ウ 詳細は、入札説明書による。
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 契約書作成に要する費用は、全て落札者の負担とする。
- (7) この公告に係る契約は、政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
- (8) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等
 - 北九州市会計室
 - 〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号
 - 電話 093-582-2514

6 Summary

- (1) Product and Quantity :
 - Lease and Maintenance of the Financial Accounting System of Kitakyushu City
- (2) Deadline of Tender (in Person)
 - 2:00 p.m., November 11, 2019
- (3) Deadline of Tender (by mail)

5:00 p.m., November 8, 2019

(4) For further information, please contact:
Accounting Office, City of Kitakyushu

北九州市上下水道局告示第19号

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定による給水装置工事事業者の指定を行ったので、同法第25条の3第2項の規定により次のとおり告示する。

令和元年10月1日

北九州市上下水道局長 中西満信

指定番号	工事店の名称	代表者	所在地	指定年月日
F-199	有限会社富田工務店	富田一雄	山口県下関市椋野町二丁目13番38号	令和元年10月1日